

介護保険制度改正のお知らせ

平成27年8月～



介護サービスを利用する場合には、所得にかかわらず一律にサービス費の1割をご負担していただいていたましたが、一定以上の所得がある方は2割をご負担していただくこととなります。

本人の合計所得金額が160万円以上（年金収入に換算すると280万円以上）の人は、介護サービスを利用したときの利用者負担割合が現行の1割から2割に変わります。

ただし、同世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）2人以上いる世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

7月下旬に、介護認定を受けている全ての人に、介護保険負担割合証を郵送いたしますのでご確認していただき、8月からの介護サービスご利用時にご提示してください。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659



安心して農地の貸し借りを!!

～農地の利用権設定・農地中間管理機構申込～

農地を安心して貸し借りができる制度があります。町では新たに農地を貸したい、借りたいとお考えの方に対し、農地の利用権設定等促進事業又は農地中間管理事業を行っています。

農地を持っているが耕作できない方や規模拡大を求める農家は、この制度を利用して遊休農地解消のためにご協力をお願いします。

* 来年度の作付分より設定を行いたい方は **締め切り 7月31日（金）まで**

（申込自体は、随時受け付けています。）

* 対象は市街化調整区域内の農地です。

（農地中間管理事業については市街化調整区域内の農業振興地域に限定されます。）

* 借り手側には一定の条件が必要となります。

（受けられない場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください）

申し込み方法は、朝日町農業委員会（産業建設課 377-5658）にお問い合わせください。